

令和8年5月12日

土木部関係機関の長 殿

監 理 課 長

「土木工事における請負代金内訳書に明示される法定福利費の取扱いについて」の一部改定について(送付)

令和7年3月24日付の通知により、発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費について、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費概算額と比較し、適切に計上されていることを確認することとしております。国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長より、法定福利費の構成比が改定された通知があったため、本県においても「法定福利費の割合」の見直しを行うこととなりましたので通知します。

記

1 「法定福利費の割合」の改定について

別紙のとおり

2 参考：発注者による法定福利費の確認

発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費について、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費概算額と比較し、適切に計上されていることを確認する。

「法定福利費概算額」 = 工事価格 × 法定福利費の割合 (別紙のとおり)

3 適用年月日

令和8年6月1日以降の執行伺い決裁分から適用

問合せ先

土木部監理課入札・指導係 柳田 (内線 3498)